

リハビリ職免取扱要綱

平成 5 年 9 月 30 日
5 川交庶第 730 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、病気休職者が職務復帰後、早期に職場に完全復帰するため、定期的に通院してリハビリテーション等を行う場合の職免（以下「リハビリ職免」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第 2 条 リハビリ職免の対象者は、病気休職からの職務復帰後も、医師の診断により定期的に通院してリハビリテーション等を行っており、正規の勤務時間外に通院することが困難な職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）とする。

(承認時間等)

第 3 条 リハビリ職免は、医師の診断により定期的に通院を要する期間において、週 1 回、半日を限度として必要な時間を付与する。

(服務の取扱い)

第 4 条 承認時間中は、職務の専念義務を免除する。

(承認手続き)

第 5 条 リハビリ職免の承認を得ようとする職員は、職務に専念する義務の免除を受けるための所要の手続をとり、定期的に通院を要する旨の医師の診断書を提出して、その都度、所属長（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当））の承認を受けるものとする。

(例月給与の取扱い)

第 6 条 リハビリ職免に係る給与は、有給とする。ただし、リハビリ職免を含

め月の全日数にわたって勤務しなかった場合には、通勤手当、特殊勤務手当等は支給しない。

(出勤簿の整理)

第7条 出勤記録管理者は、職員がリハビリ職免を承認されたときは出勤記録に半免又は時免を表示する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、リハビリ職免に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。